

桜川市定員適正化計画 《第4次》

【令和3年度～令和7年度】



令和2年10月
市長公室 職員課

【目次】

1. 第4次定員適正化計画の策定趣旨	3
2. 職員数の現状	
(1) 正規職員数の推移	4
(2) 部門別職員数の推移	5
(3) 桜川市の人口と職員人件費の推移	6
3. 定員管理に係る類似団体との比較及び現状分析	
(1) 部門別職員数における類似団体との比較	7
(2) 年齢別職員数の状況	8
(3) 再任用職員の推移	9
4. 第4次定員適正化計画について	
(1) 計画の基本方針	9
(2) 計画期間	9
(3) 定員適正化の数値目標	9
5. 定員適正化の取り組み	
(1) 職員採用の基本的な考え方	10
(2) 組織機構改革の推進	10
(3) 再任用職員・定年延長への対応	11
(4) 会計年度任用職員の活用	11
(5) 人材育成の推進	11
(6) 長期休業の防止	11
5 その他	11

1. 第4次定員適正化計画の策定趣旨

平成17年10月に合併して誕生した本市では、これまで第1次～第3次の定員適正化計画のもと、組織の機構改革や民間移譲等による効率的な組織体制の確立を目標に、適正な定員管理に努めてきました。

職員数については、平成17年度の合併当初には496人であった職員数が、令和2年当初では368人(△128人)まで削減し、それに伴い人件費が大幅に削減されています。

また、財政面から見ると、令和3年度には市町村合併による普通交付税の合併算定替が無くなりますが、平成26年度から算定方法見直しに係る支所に要する経費等の加算により、大幅な普通交付税の減額は避けられている状況です。しかしながら、今後の人口減少による税収の落ち込みも予測されるため、義務的経費である人件費の抑制に対して、引き続き取り組んでいく必要があります。

一方で、市民ニーズの多様化や、行政経営の高度化に対応するための業務体制の一層の整備、そして新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策や、風水害等の自然災害に対して、柔軟に対応できる組織づくりについても求められているところです。

このような中、第4次となる本計画では、これまでの定員管理の状況や今後の行政需要の動向を踏まえつつ、現在の職員の年齢構成や再任用制度の状況を分析し、桜川市の将来を見据えた数値目標を定めることを目的とします。

2. 職員数の現状

(1) 正規職員数の推移

第1次定員適正化計画（平成18年度～平成22年度）では、平成17年度の職員数496人を基準に、新規採用の抑制、技能労務職員の退職不補充を実施し、職員数を41人（8.3%）減の455人以内にすることを目標とし、平成22年4月には、目標数を上回る56人（11.3%）の職員削減が達成できました。

この結果を受け、第2次定員適正化計画（平成23年度～平成27年度）では、係制を廃止しグループ制を導入したうえで、必要に応じた組織機構改革をすすめ、目標を9人上回る55人（12.6%）の職員削減が達成できました。

そして、第3次定員適正化計画（平成28年度～令和2年度）では、堅実な定員管理を行うとともに、必要に応じた組織機構改革や民間事業者への事業委託の推進を行うことで、効率的な組織体制を確立することを目標としました。さくらがわ地域医療センター等の病院整備事業、及び令和元年度に開催された第74回国民体育大会開催事業などに伴い、平成30年度から令和元年度にかけて一時的に計画数を上回りましたが、事業の終了に伴い、令和2年4月において目標を7人上回る13人（3.4%）の職員削減が達成できました。

各年度4月1日現在（単位：人）

年度	計画	計画職員数	実職員数	前年比	達成率	備考
H17(①)	-	496	496	-	-	
H18	第1次	494	488	△8	101.2%	
H19		488	479	△15	101.9%	
H20		482	468	△20	103.0%	
H21		460	451	△31	102.0%	
H22		455	440	△20	103.4%	
H23	第2次	436	436	△19	100.0%	
H24		424	420	△16	101.0%	
H25		411	405	△19	101.5%	
H26		396	381	△30	103.9%	
H27		390	381	△15	102.4%	
H28	第3次	379	378	△12	100.3%	
H29		378	378	△1	100.0%	
H30		377	387	9	97.4%	
H31		376	381	4	98.7%	
R2(②)		375	368	△8	101.9%	
②-①		△121	△128	-	105.8%	

(2) 部門別職員数の推移

総務省が実施している地方公共団体定員管理調査※に基づく部門別職員数の推移を見ると、普通会計部門の職員数は令和2年4月1日現在で327人であり、平成27年度と比較して10名減となっています。

病院整備事業や国体開催事業に伴う総務・企画部門の増加、専門職の配置に伴う福祉部門の増加、公立幼稚園の閉園や学校給食センターの給食調理・配送業務の民間委託に伴う教育部門の減少、一部事務の民間移譲に伴う水道・下水道部門の減少が主な増減の要因となっています。

各年度4月1日現在（単位：人）

			職員数(人)						比較 R2-H27
			平 27	平 28	平 29	平 30	平 31	令 2	
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	5	5	5	5	5	5	0
		総務・企画	99	102	105	114	110	110	11
		税 務	25	25	24	24	24	23	△2
		労 働	0	0	0	0	0	0	0
		農林水産	26	24	24	23	23	23	△3
		商 工	8	8	8	8	8	8	0
		土 木	26	26	26	27	28	28	2
		小 計	189	190	192	201	198	197	8
	福 祉 関 係	民 生	68	74	74	77	76	71	3
		衛 生	20	21	20	20	21	19	△1
		小 計	88	95	94	97	97	90	2
	一般行政部門計		277	285	286	298	295	287	10
	教 育		60	50	50	45	43	40	△20
消 防									
普通会計計		337	335	336	343	338	327	△10	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院								
	水 道		11	11	11	11	10	8	△3
	下 水 道		9	9	9	9	8	7	△2
	交 通								
	そ の 他		24	23	22	24	25	26	2
	公営企業等部門計		44	43	42	44	43	41	△3
総合計			381	378	378	387	381	368	△13

※地方公共団体定員管理調査…総務省において、職員数の実態調査、及び今後の定員管理に資することを目的として、毎年実施している調査。全国すべての自治体、及び一部事務組合等が報告しているもの。

(3) 桜川市の人口と職員人件費の推移

桜川市の人口は年々減少傾向にあり、平成 18 年度と比較し、令和 2 年度では 9,000 人近く減少しています。しかしながら、それに対応した職員数の減員により、平成 18 年度と平成 31 年・令和元年度で比較して、年間で約 12 億 8 千万円の職員人件費を削減することができています。

年度	計画	桜川市人口 (人) ※1	実職員数 (人)	職員人件費 (百万円) ※2
H17(①)		50,262	496	-
H18	第 1 次	49,951	488	4,000
H19		49,539	479	3,950
H20		48,972	468	3,912
H21		48,449	451	3,702
H22		47,922	440	3,527
H23	第 2 次	47,339	436	3,464
H24		46,731	420	3,340
H25		46,070	405	3,161
H26		45,450	381	2,854
H27		44,766	381	2,810
H28	第 3 次	44,042	378	2,680
H29		43,390	378	2,591
H30		42,643	387	2,632
H31・R1		41,840	381	2,714
R2(②)		41,109	368	-
②-①	-	△ 9,153	△ 128	※3 △1,286

※1 人口は、各年度 4 月 1 日現在の住民基本台帳による。平成 17 年度については、旧岩瀬町・大和村・真壁町の人口の合計。

※2 人件費は、一般会計及び各特別会計（企業会計含む。）の職員人件費決算の合計で給与、諸手当、共済負担金、退職負担金、退職特別負担金の合計額。

※3 職員人件費の比較については、平成 17 年度は廃置分合による未算出のため、平成 18 年度と平成 31・令和元年度の比較とする。

3 定員管理に係る類似団体との比較及び現状分析

(1) 部門別職員数における類似団体との比較

本市の職員数は、普通会計職員ベースで 338 人（平成 31 年度）であり、全国の類似団体と比較して 15 人（4.4%）多い状況です。特に総務・企画部門が 27 人超過となっており、現在の分庁舎方式において、それぞれに総合窓口課を配置していることが、職員数超過の要因の一つであると考察されます。

また、県内類似団体 4 市との比較においても、人口の差がある中でも総務・企画部門の人数が多い状態となっており、総務・企画部門における職員数の検証が、桜川市における定員適正化の課題となっています。

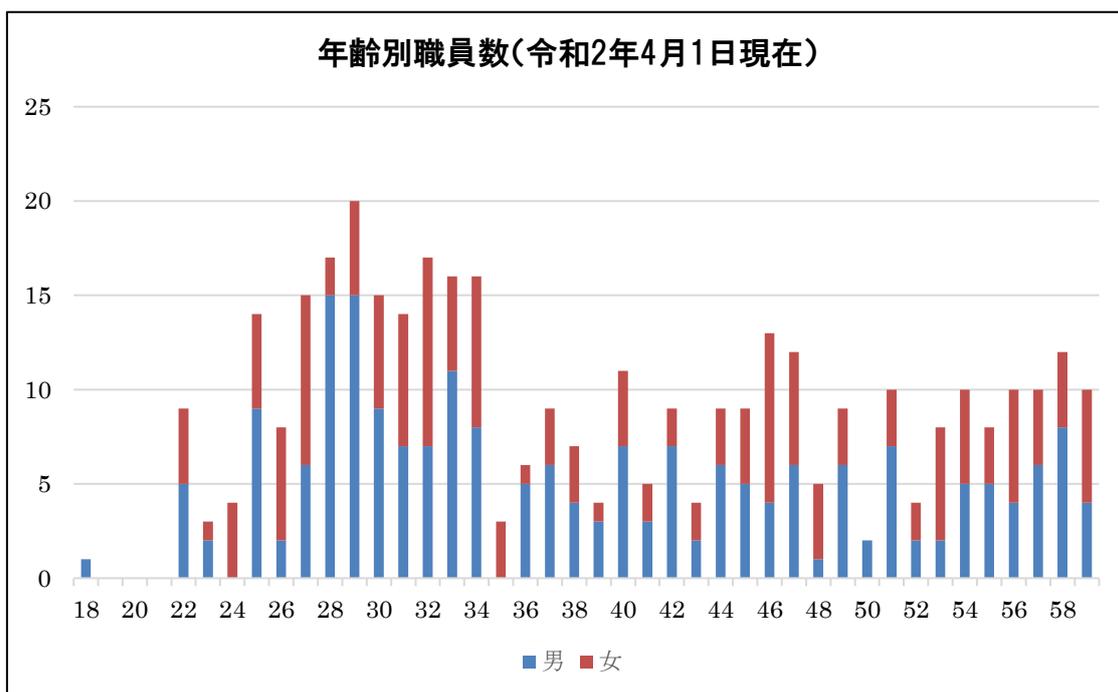
【基準日】人口…平成 31 年 1 月 1 日現在、職員数…平成 31 年 4 月 1 日

	桜川市職員数(人)				県内類似団体職員数(人)			
	人口(人)	修正値	超過人数	超過率	下妻市	高萩市	北茨城市	潮来市
人口(人)	42,126 人				43,791 人	28,768 人	43,704 人	28,370 人
議 会	5	5	0	0.0%	5	4	5	3
総務・企画	110	83	27	24.5%	80	62	70	47
税 務	24	21	3	12.5%	31	16	23	15
労 働	0	0	0	0.0%	0	0	0	0
農林水産	23	18	5	21.7%	25	15	21	9
商 工	8	12	△ 4	-50.0%	8	6	9	8
土 木	28	31	△ 3	-10.7%	25	18	24	21
小 計	198	170	28	14.1%	174	121	152	103
民 生	76	78	△ 2	-2.6%	38	31	30	40
衛 生	21	19	2	9.5%	23	17	30	23
小 計	97	97	0	0.0%	61	48	60	63
一般行政計	295	267	28	9.5%	235	169	212	166
教 育	43	56	△ 13	-30.2%	45	48	35	36
消 防	0	0	0	0.0%	0	60	82	0
普通会計計	338	323	15	4.4%	280	277	329	202
病 院	0	※「類似団体別職員数の状況」は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）を基準に区分し、その区分した団体ごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し、指標としたものになります。 この「類似団体別職員数の状況」における本市の類型は「人口5万人未満でⅡ次、Ⅲ次産業が占める割合が90%以上でⅢ次産業が占める割合が65%未満」（市Ⅰ-2型）に属しており、全国では76団体が該当します。茨城県内では、本市を含めて上表記載の5団体が属しています。						
水 道	10							
下 水 道	8							
交 通	0							
そ の 他	25							
公営企業計	43							
総合計	381							

(2) 年齢別職員数の状況

本市職員の年齢構成は、20代後半～30代前半が40%を超えて最も多く、逆にその上の世代である30代後半～40代前半になると、18%程度と少なくなります。また、第3次計画（平成27年度）から比較すると、50代の職員が大幅に減少する一方で、20代後半～30代前半の職員の増加が顕著となります。

今後については、再任用職員や任期付職員などの活用を進めつつ、年齢構成の平準化を目指した計画的な職員採用を進めていく必要があります。



◆年代別職員数の比較

令和2年4月1日現在

年代	平成27年度…①		令和2年度…②		増減…②-①
	人数	比率	人数	比率	人数
18歳～19歳	0	0.0%	1	0.3%	1
20歳～24歳	25	6.6%	16	4.3%	△ 9
25歳～29歳	61	16.0%	74	20.1%	13
30歳～34歳	28	7.3%	78	21.2%	50
35歳～39歳	38	10.0%	29	7.9%	△ 9
40歳～44歳	48	12.6%	38	10.3%	△ 10
45歳～49歳	36	9.4%	48	13.0%	12
50歳～54歳	60	15.7%	34	9.2%	△ 26
55歳～59歳	85	22.3%	50	13.6%	△ 35
合計	381	100%	368	100%	△ 13

(3) 再任用職員の推移

再任用制度は、定年等で退職した地方公務員が公務で培った知識・経験を公務で活用していくとともに、60歳台前半の生活を雇用と年金の連携により支えるために設けられた制度で、平成26年度から運用されています。

桜川市においては、週3日又は週4日の短時間勤務による雇用となっています。また再任用の職員数については、年金支給時期の移行に伴い年々増加しており、令和2年度以降は、常時30名以上が雇用される見込みとなっています。

◆定年退職者・再任用職員数の推移（見込み含） 令和2年10月1日現在、単位：人

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
前年度退職者数	19	29	12	12	10	9	6
再任用新規開始	13	15	9	12	10	9	6
任用更新	12	21	26	20	32	27	26
再任用職員 合計	25	36	35	32	42	36	32

※短時間勤務職員のため、定員管理調査の人数には含まず

4. 第4次定員適正化計画について

(1) 計画の基本方針

職員数適正化について、今後も継続的に取り組んでいくとともに、これまでの定員管理の状況や今後の行政需要の動向を踏まえつつ、現在の職員の年齢構成や再任用制度の状況を分析し、桜川市の将来を見据えた数値目標を定めます。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3) 定員適正化の数値目標

令和2年10月1日現在の職員数は369人となっており、第3次計画の定員適正化職員数（375人）を下回っている状況です。

しかしながら、新庁舎の建設などもあり今後も厳しい財政事情であること、そして、新庁舎の完成により現在の3庁舎が1つになった際の必要人員を考えなければいけません。そこで、現在の定員適正化計画における必要人数である375人を基準として、令和7年4月1日までに10人(2.7%)を削減し、365人とすることを目標とします。

ただし、再任用職員については、短時間勤務職員（定員には含まれない）となるため、今回の計画には含まないものとします。

◆定員適正化計画の数値目標

令和2年10月1日現在（単位：千円、人）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	
定員適正化職員数	375	373	371	369	367	365	△10	
職員総数	369	375	372	369	367	365	△4	
内訳	前年度内退職者数	28	16	12	10	9	6	53
	うち技能労務職員	3	1	1	1	0	1	4
	うち保育士	1	1	1	1	1	1	5
	年度内採用者数	18	22	9	7	7	4	49
	増減	－	6	△3	△3	△2	△2	△4
人件費増減	－	△74,172	△82,854	△70,860	△61,233	△43,242	△332,361	
内訳	退職者分	－	－	△28,881	△28,881	△19,254	△19,254	△96,270
	新規採用者	－	21,780	－	－	－	－	21,780
	新採差額分	－	△95,952	△53,973	△41,979	△41,979	△23,988	△257,871

※削減人件費基礎数値

退職者 1人当 9,627千円（給与、手当、共済等市負担分）※R2.3.31定年退職者平均
 新規採用者 1人当 3,630千円（同上）※大卒新卒者（行政職1級25号給で入庁の場合）
 新採差額分 1人当 9,627千円－3,630千円＝5,997千円

5.定員適正化推進の取り組み

(1) 職員採用の基本的な考え方

効率的で質の高い行政サービスを提供するため、業務量の適正規模に留意しつつ、職員数の削減と年齢構成の平準化を図ります。

なお、保育士については、児童福祉サービスの維持向上を図りながら、将来の施設数や園児数を想定したうえで、年齢構成の平準化を図りながら補充していきます。

また、技能労務職員については、引き続き退職不補充とし、会計年度任用職員の活用や、業務の外部委託化により対応します。

(2) 組織機構改革の推進

権限移譲に伴う業務の増加や、新庁舎建設などの新規事業を踏まえ、効果的・効率的な行政運営を図る観点から、必要な組織の機構改革を行います。それに合わせて、職務・職階のバランスが取れた人事配置を行うとともに、事業の進捗状況を踏まえ、事務量に見合った効果的な職員配置を行います。

(3) 再任用職員・定年延長への対応

再任用制度については、段階的に任用期間が延長となることから、今後は全体の職員数に占める再任用職員の割合の増加が見込まれます。職員数が減少していくことを踏まえ、再任用職員の職務に対するモチベーションを維持し、能力を最大限発揮できるよう、配置部署や勤務体系など、適正な任用について検討していく必要があります。

また、国において国家公務員の定年延長が検討されているため、今後地方公務員についても定年延長が決定した場合には、改めて本計画の見直しを行い、適正な定員数を検討していきます。

(4) 会計年度任用職員の活用

令和 2 年度から会計年度任用職員制度がスタートし、従前の非常勤職員や臨時職員制度からの待遇改善が図られているところです。業務内容について精査し、会計年度任用職員を活用しながら事業を推進し、人件費の抑制を図るとともに、市民の雇用の機会を提供していきます。

(5) 人材育成の推進

人材育成基本方針に基づき、職員研修や人事評価制度の充実、適材適所の人事配置などを通して、職員一人ひとりの能力向上と意識改革を図り人材の育成に努めます。

(6) 長期休業の防止

今後も業務量の増大が見込まれるため、残業時間の削減を図りながら、適正な職員配置に努めます。また、職員の長期休業に関しては、相談体制の充実、メンタルヘルスに係る知識・技術の普及を目的とした職員研修の実施などの対応により職員の不調を予防し、発症した場合にも長期化・重症化することを防ぐとともに、再発防止を図り、組織的なメンタルヘルス対策に努めます。

6.その他

本計画は、現時点における目標設定であり、社会情勢の変化や民間委託の推進、業務の見直し等に伴い事務量に急激な変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととし、変化に応じて適切な定員管理を行っていきます。

桜川市市長公室 職員課

〒309-1293 茨城県桜川市羽田 1023

TEL : 0296-58-5111 FAX : 0296-58-5082

ホームページ <http://www.city.sakuragawa.jp>